

(仮称) 守谷市総合公園新設整備・運営事業 マッチングリスト作成要領

1 目的

守谷市（以下「市」という。）では、（仮称）守谷市総合公園新設整備・運営事業（以下「本事業」という。）を通じて、市南西部（野木崎地区）の価値向上と持続的なにぎわいの創出を目指しています。この実現に向けては、市や本事業の応募を検討している企業（以下「応募者」という。）だけでなく、様々な企業や団体が異なる立場を超えて、互いに強みやノウハウを持ち寄って協働することが重要となります。

本作成要領は、この考えに賛同し、本事業への参加を検討する企業や団体をリストに掲載し、応募者とのマッチングを促進するために必要な事項を定めるものです。

2 リストへの掲載申込

(1) 申込期間

令和8年2月9日（月）から令和8年6月30日（火）17時まで

(2) 申込方法

別紙「掲載申込書」に記入の上、E-mailに記入済みの同様式のファイル（Microsoft Word形式）を添付して提出してください。別紙以外に資料を提出していただく必要はありません。

(3) 申込先

後記5を参照。

3 リストの公表方法等

上記2の申込期間中、市のホームページにて申し込みのあったものから適宜公表・更新します。公表する内容は別紙に記載の内容です。

4 留意事項

- ・電話又はE-mailで、業務内容等の詳細を伺わせていただくことがあります。
- ・リストへの掲載は義務付けではありません。また、リスト掲載により、本事業への参加を保証するものではありません。
- ・本事業の応募を検討している企業（応募者）から連絡があった場合、事業実施時の条件などを双方で十分に協議してください。当該協議内容について、市は一切の責任を負いません。
- ・別紙「掲載申込書」記載の内容について、市は本事業以外には使用いたしません。
- ・リストの掲載内容に変更があった場合は、速やかに市へ連絡してください。
- ・次に該当する企業や団体は、リストへの掲載を申し込むことはできません。なお、本事業

業の参加資格要件とは異なる点に留意してください。

- ① 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 2 項の規定に基づく市の入札参加の制限を受けている者
- ② 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く）
- ③ 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てをなし、又は申立てがなされている者（再生手続開始の決定がなされた場合を除く）
- ④ 破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく破産手続開始の申立てをなし、又は申立てがなされている者
- ⑤ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。）、暴力団員等（同条第 6 号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者をいう。以下同じ。）及び暴力団員等と密接な関係を有する者並びにこれらの者のいずれかが役員等（無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役又はこれらに準じるべき者、支配人及び清算人をいう。）となっている法人その他の団体に該当する者
- ⑥ 手形又は銀行取引停止処分がなされ、又は支払停止事由が発生し、これが改善されない者
- ⑦ 差押、仮差押又は仮処分がなされ、これが解消していない者
- ⑧ 守谷市工事等の契約に係る指名停止等措置要領（平成 6 年守谷町規程第 10 号）に基づく指名停止措置を受けている者
- ⑨ 守谷市長等の政治倫理に関する条例（平成 30 年守谷市条例第 24 号）第 2 条第 7 号に規定する団体及び守谷市議会議員の政治倫理に関する条例（平成 11 年守谷町条例第 37 号）第 5 条第 1 項に規定する団体に該当する者

5 問合せ先

守谷市市長公室企画課

住所 〒302-0198 茨城県守谷市大柏 950 番地の 1

電話 0297-45-1111

FAX 0297-45-6529

E-mail kikaku@city.moriya.ibaraki.jp